

かがわ働き方改革環境づくり助成金実施要領

(趣旨)

第1条 かがわ働き方改革環境づくり助成金（以下「助成金」という。）の交付については、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号。）及びかがわ働き方改革環境づくり助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この実施要領に定めるところによる。

(中小企業事業主)

第2条 交付要綱第4条第1項に規定する中小企業事業主とは、その資本金の額若しくは出資の総額（以下「資本金等の額」という。）が3億円（小売業（飲食店を含む。以下同じ。）又はサービス業を主たる事業とする事業主については5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業主については1億円）を超えない事業主又はその常時雇用する労働者の数が300人（小売業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人）を常態として超えない事業主をいう。

主たる事業	資本金の額 又は出資の総額	常時雇用する労働者の数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

なお、小売業、サービス業、卸売業、その他の業種の具体的な内容は下表のとおりである（日本標準産業分類（平成25年10月30日付け総務省告示第405号）による業種区分）。

業種	該当分類項目
小売業	大分類I（卸売業、小売業）のうち 中分類56（各種商品小売業） 中分類57（織物・衣服・身の回り品小売業） 中分類58（飲食料品小売業） 中分類59（機械器具小売業） 中分類60（その他の小売業） 中分類61（無店舗小売業） 大分類M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類76（飲食店） 中分類77（持ち帰り・配達飲食サービス業）

サービス業	<p>大分類G（情報通信業）のうち 中分類38（放送業） 中分類39（情報サービス業） 小分類411（映像情報制作・配給業） 小分類412（音声情報制作業） 小分類415（広告制作業） 小分類416（映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業）</p> <p>大分類K（不動産業、物品賃貸業）のうち 小分類693（駐車場業） 中分類70（物品賃貸業）</p> <p>大分類L（学術研究、専門・技術サービス業） 大分類M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類75（宿泊業）</p> <p>大分類N（生活関連サービス業、娯楽業） ただし、小分類791（旅行業）は除く</p> <p>大分類O（教育、学習支援業）（中分類81，82） 大分類P（医療、福祉）（中分類83～85） 大分類Q（複合サービス事業）（中分類86，87） 大分類R（サービス業〈他に分類されないもの〉）（中分類88～96）</p>
卸売業	<p>大分類I（卸売業、小売業）のうち 中分類50（各種商品卸売業） 中分類51（繊維・衣服等卸売業） 中分類52（飲食料品卸売業） 中分類53（建築材料、鉱物・金属材料等卸売業） 中分類54（機械器具卸売業） 中分類55（その他の卸売業）</p>
製造業その他	上記以外のすべて

（交付申請書の提出）

第3条 交付要綱第7条第1項に規定する交付申請書に添付する必要書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 「かがわ働き方改革推進宣言」登録証の写し
- (2) 組織図
- (3) 助成事業の工程表（建築工事又は設備工事を実施する場合に限る。）
- (4) 助成事業の見込額が確認できる書類（カタログやパンフレット等）
- (5) 助成事業を実施する箇所の現状の写真及び図面並びに完成予定図面（建築工事又は設備工

事を実施する場合に限る。)

- (6) 新規採用活動や配置転換の概要を示した書類(女性、高齢者等の職域を拡大する場合に限る。)
- (7) 在宅勤務について定めた就業規則等(在宅勤務システムの導入を実施する場合に限る。)
- (8) 県税に係る納税証明書
- (9) その他助成事業の参考となる書類

2 知事は申請内容に疑義が生じた場合は、対象事業者に対して関係書類の提出を求めることができる。

(交付申請書の受付期間)

第4条 交付要綱第7条第1項に規定する交付申請書の受付期間は、令和2年6月1日から令和2年7月27日までとする。

(実績報告書の必要添付書類)

第5条 交付要綱第13条第1項に規定する実績報告書に添付する必要書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 助成事業が完了した状況を撮影した写真
- (2) 対象経費に係る請求書及び領収書その他支払額を証する書類(写)
- (3) 助成事業に係る引渡書又は納品書等事業の完了を証する書類(写)
- (4) 新規採用活動又は配置転換を行ったことが分かる書類
- (5) その他助成事業の完了について参考となる書類

(実績報告書の提出期限)

第6条 交付要綱第13条第1項に規定する実績報告書の提出期限は、事業完了後30日を経過した日又は助成事業の完了の日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。